

<しょうしん>デビットカード規定

(平成18年2月1日現在)

平成18年2月1日以降は、従来の規定に替えて本規定を適用させていただきます。

1.(適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、しょうしんデビットカード(当組合がしょうしんキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金取引、総合口座取引の無利息型普通預金を含みます。)その他当組合所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座規定、総合口座規定(無利息型普通預金)にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員であるまたは複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)

規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人

規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

2.(利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
1日あたりのカード利用金額(しょうしんキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含まない。)が、当組合が定めた範囲を超える場合
当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) 当組合がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことができません。

3.(デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当組合に対して売買取引債務相当額の預金

